

利根地域振興センター契約業者等選定委員会要綱

(目的)

第1条 利根地域振興センターが所管する業務の執行に当たり、契約業者の適正な選定を図るため、利根地域振興センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者の選定に関し、必要な事項を審査する。
2 前項の審査は、埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えた事案を対象とする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。
会長 所長
副会長 副所長
委員 総務・防災・県民生活担当部長
委員 産業労働担当部長
委員 総務・防災・県民生活担当課長

(運営)

第4条 会長は、会務を総活し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
2 委員会は、会長が必要あるときに招集するものとする。
3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要あるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の内容及び職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務)

第7条 委員会の事務局は、総務担当がこれを行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は平成12年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。